

新年あけまして おめでとうございます



謹んで新年のお慶びを申し上げます。旧年中は格別のご厚情を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

弊社は平成14年に開業して以来、今年で20年目を迎えることとなります。昨年は岡山県に「土業の絆岡山オフィス」、高知県に「高知事務所」、徳島県に「吉野川事務所」を開設し、中四国で10拠点を構えることとなりました。これもひとえに皆様のお力添えがあったることであり、心より感謝申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルスに関することで様々なことがあった1年となりました。確

定申告では初めての申告期限の

延長があり、また各業種への多額の給付金や助成金の支給、事務所での感染予防の取り組みなど、今までに経験をしたことのない出来事がとても多くありました。「新しい生活様式」という言葉も生まれましたが、まさに1年近く今までにない生活様式となつてしまいました。実際に、人々の暮らしは大きく変化しました。外国への渡航禁止や県を跨いで移動の自粛、ドラッグストアなどではマスクや除菌用アルコール、ハンドソープなどが陳列棚から消える時期もありました。仕事面でも外出自粛に伴い、自宅で仕事を行うテレワークも取り入れられ、公私共に新しい環境に慣れることが求められる1年となりました。

た。

現在も新型コロナウイルスは収束しておりませんが、日々の生活や会社の経営は持続させなければなりません。弊社としては、お客様へご迷惑をお掛けせず、以前と変わらぬサービスのご提供ができるよう、引き続き感染予防をしながら業務に邁進していく所存であります。

新年を迎え、各拠点では確定申告の業務に取り掛かっている最中です。例年ならば、直接お会いし資料をお預かりするお客様もいらつしやいますが、このような社会事情のため、場合によっては非接触の形でやり取りを強いられることあるうかと思えます。その時々でご迷惑をお掛けしないよう、最善の形でご対応をさせて頂きたいと思

ます。

最後になりますが、昨年が思うように活動が辛い1年となつてしまいました。新年を迎えるにあたり、1日でも早く新型コロナウイルスの感染が収束し、以前と変わらぬ日常に戻るよう、また、皆様にとって今年1年が良き年になりますよう、ご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせて頂きます。

税理士法人パートナーズ
社員一同

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している 中小企業者・小規模事業者に対して固定資産税・都市計画税の減免を行います

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者の税負担を軽減するために、事業者の保有する建物や設備の2021年度の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とする措置が取られます。中小企業者、小規模事業者は【図1】の通りです。**減免対象**としては、いずれも市町村民税、事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税、事業用家屋に対する都市計画税となります。**申告方法**は税理士や会計士といった全国に存在する認定経営等支援機関等に①中小企業者等であること

②事業収入の減少、③特例大將家の居住用・事業用割合について、確認を受けることが必要です。

事業者は、対象設備の所在する各地方自治体が定める申告書様式を利用して認定経営革新等支援機関等から申告書を発行してもらい、2021年1月以降に申告期限（2021年1月末）までに固定資産税を納付する市町村に必要書類とともに軽減を申告します。**認定経営革新等支援機関等への申告**としては

①中小事業者（個人、法人）であること。個人については、常時使用する従業員数が1000以下で、性風俗関連特殊営業を行っていないこと。

法人については、資本金等要件を満たし、大企業の子会社でない、性風俗関連特殊営業を行っていないことが挙げられます。

②事業収入の減少について、

2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率

【50%以上減少】 減免率100%

【30%以上50%未満】 減免率50%

②特例対象家屋の居住用・事業用割合が確認できることが必要です。

会計帳簿等で、2020年2月～10月までの任意の連続する3月の期間の事業収入の合計が前年同期間と比べて減少していることが確認できること。

③特例対象家屋の居住用・事業用割合について青色申告決算書・収支内訳書等で、特例対象家屋の居住用事業用割合が確認できることが必要です。（中小企業庁HP参照）

【図1】中小企業者・小規模事業者とは

- ◆資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ◆資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1000以下の場合ただし、大企業の子会社等、下記のいずれかの要件に該当する企業は対象外となります

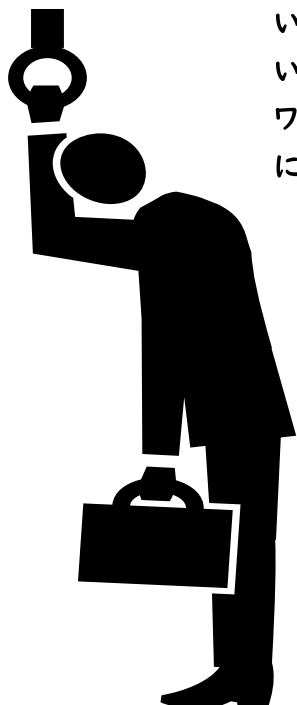
【1】同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人

※資本金の額もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人超の法人または大法人（資本金の額または出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）

【2】複数の大規模法人から3分の2以上の出資の受ける法人



テレワーク中の**通勤手当**は非課税？ それとも給与等として課税対象？



いままで電車やバスで通勤をしていて会社から通勤手当を支給されていた人が、コロナウイルス感染防止のために、急に在宅勤務などテレワークになるケースもあると思います。そのとき、いままで通勤のために支給されていた通勤手当はどのような扱いになるのでしょうか？



新型コロナウイルス感染症の影響で多くの企業で在宅勤務（テレワーク）が普及しています。地域

差もあるかと思いますが、首都圏では取り入れている企業はとても多いです。そのため、従業員が出勤しない期間が長期化するケースが見受けられます。

今までの日常であれば、通勤手当（定期代）をもらって通勤をしていた方も多いと思いますが、今回のコロナの影響で在宅勤務となり、1か月の間で出社0日の人や月数回のみの出社になった人も多くいるでしょう。そのような中、気になるのが、「出社していないが通勤手当をもらっている」「この通勤手当どうなるの？」という点ではないでしょうか。この場合、支給された通勤手当は、今まで通り「非課税」ですむのでしょうか。それとも、給与等として課税対象（給与課税）となってしまうのでしょうか。

**非課税通勤手当の取り扱い
通勤手当が非課税となるのは？**

まず最初に、所得税法における「非課税通勤手当」は、次のように定められています。

非課税となる通勤手当は、通常の給与に加算して支給するものうち、通勤のための運賃・時間・距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的な経路及び方法で通勤した場合の通勤定期券などの金額（1ヶ月当たり15万円が限度）である。（所法9①五、所令20の2）

右記の限度額を超えて通勤手当や通勤定期券などが支給される場合には、**超える部分の金額が給与として課税**されます。具体的には、この超える部分の金額を、支給した月の給与の額に上乗せして、所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されます。非課税の前提は勤務地に通勤することとして、国税局ホームページでの通勤手当に関するタスクアンサーでは次のように掲載されています。

・電車やバスだけを利用して通勤している場合

・電車やバスなどのほかにマイカーや自転車なども使って通勤している場合

の2項目で説明されているとおり「非課税通勤手当」は、電車やバス、マイカー等を利用して会社（勤務地）に通勤することを前提としています。しかし現状はテレワークの実施により、会社に通勤しないことが多くなっています。それでは、会社に通勤しないとうなるのでしょうか？

コロナで会社に通勤しないと通勤手当は課税になるのか？

結論からいいますと、コロナ対策として**テレワークを実施したことにより**実際に通勤した日数が0日となってしまった場合でも、これまでどおり、**限度額（1ヶ月当たり15万円が限度）までは非課税として問題ないものとして取り扱われます。**

この理由としては、次の2つが

挙げられます。

一時的なテレワークの実施により会社に通勤しないとはいえ、従業員の本来の勤務地が会社であることに変更がないこと。

テレワークの実施期間中に、従業員が必ずしも通勤しないとは限らないこと。

つまり、従業員らの出社の可能性を踏まえた上で、一定の合理性をもって支給する通勤手当である、と捉えられているわけです。

また、会社側がテレワークの実施期間等について苦慮している状況をふまえ、後の税務調査において、従業員らの通勤回数が僅少であることや、その期間が長期間にわたることなどを理由に、通勤手当を給与課税の対象とする指摘を行うことは想定されていない（税務通信3614号より一部抜粋要約）と、このままテレワークが長期化した場合でも、取り扱いは同じ見解であり非課税となる、とみられています。

原則の勤務形態がテレワークの場合は注意が必要？

ところで、非課税となる限度額（1ヶ月当たり15万円が限度）を超えるケース以外では、どのような場合に通勤手当は給与課税されるのでしょうか。それは、「勤務地」が自宅で通勤不要にもかかわらず、通勤手当が支給される場合です。したがって、「原則の勤務形態がテレワーク」という場合には、勤務地が自宅となり通勤自体が不要となるため、非課税通勤手当としては不適当、と判断されることが想定されます。



つまり、「原則の勤務形態がテレワーク」の場合、**通勤手当の支給自体を廃止することが一般的**と考えられるため、従業員らの出社の都度、交通費等として精算するなどの対応が妥当、と判断されるのではないのでしょうか。

なお「原則となる勤務地」の変更に伴い、従業員らに対して、テレワークの実施期間中に係る定期券の払戻しを促し、その払戻額を「テレワーク手当」等に代替する場合は、当然、通勤手当とはいえないため、給与等として課税対象となります。

今後、テレワークを一時的なものとするのか、恒常的なものにするのか、各社で検討が進められることと思います。もし、テレワークを恒常的な制度とし、かつ、実際の出勤日数が少なくなりそうな場合は、交通費を実費精算する方法も検討する必要があるでしょう。

Go To Eat Go To トラベルの 割引に税金はかかる？

ホームページの「よくある質問」が更新され、国からの支援額が課税対象であると発表されました。

Go To Eat、Go To トラベルともに、国からの給付は税務上、消費者・旅行者個人の**一時所得として所得税の課税対象**となります。なお、総務省が実施する「マイナポイント」も**同様に一時所得**となると国税庁は示しています。

Go To キャンペーンが7月からスタートし、既に利用して旅行代金、飲食代金がお得になった方もいらっしゃるかと思います。このお得になった部分（国からの支援金）には、実は税金がかかる可能性があるのをご存知でしょうか？

Go To キャンペーンの給付は「一時所得」との見解

先日Go To トラベルの公式

合には確定申告を行う必要ありません。

一時所得とは

一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外のもので、労務や役務の対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質を有しない一時の所得を指します。例えば、競馬・競輪・競艇・生命保険の一時金などが含まれます。一時所得の金額は、「総収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除額（最高50万円）」の計算式で算出し、所得金額の2分の1に相当する金額を給与所得などの他の所得の金額と合計して総所得金額を求めた後、納める税額を計算します。

つまり、よほどGo To Eat・Go To トラベルキャン

ペーンを利用して**多額の給付を受けられない限り、課税対象にはなりません**。他の一時所得とされる所得との合計額が年間90万円を超えなければ会社員（給与所得者）は確定申告も必要ありません。

しかし注意なのが、令和2年中に、最大50万円（消費税率10%適用時）の「**すまい給付金**」を受け取った場合で、Go To トラベルキャンペーンを長期間連泊で利用した方などは、一時所得の合計額に注意したほうがいいでしょう。

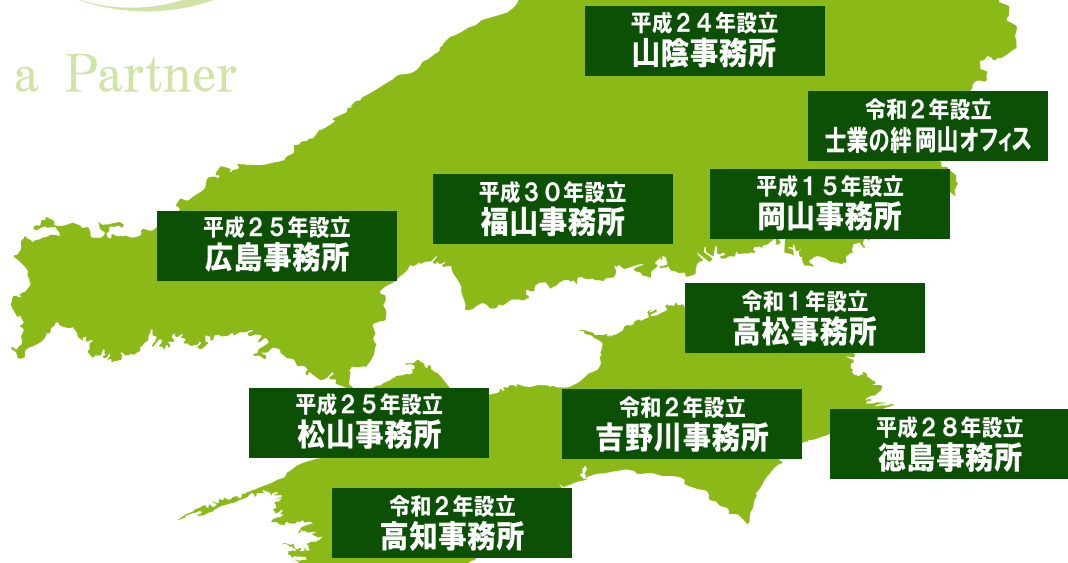


おかげさまでパートナーズは 10拠点体制となりました！

税理士法人パートナーズは昨年10月に徳島県吉野川市に吉野川事務所を開設しまして、10拠点体制となりました。2012年に鳥取県米子市に山陰事務所を開設し、その後は中四国の県それぞれに1拠点ずつ構えることを目標としておりましたが、現在では岡山県、広島県、徳島県に2拠点ずつ開設するまでになりました。

また、10拠点での運営によることで、拠点間の連携により県を跨いで広範囲に業務を行うことも可能となりました。さらに、拠点での得意分野も多岐に渡るため、会計監査、事業承継、相続相談、税務調査などお客様へのサービスの幅も格段に広がっております。地域密着とパートナーズ全体でのサポート体制を創り、ワンストップでご支援ができるよう、また、開業当初から目標としております「皆様のパートナー」になれるよう精進して参りますので、本年も引き続きよろしくお願ひ致します！

For a Partner



パートナーズ
10拠点目!!

税理士法人パートナーズ 吉野川事務所

〒776-0003 徳島県吉野川市鴨島町内原字桑ノ内 45-3

はじめまして。昨年10月に税理士法人パートナーズ吉野川事務所を開設しました曾根大志と申します。徳島県は吉野川市に事務所を構えました。私自身、これまで30年近く税務行政に携わってきました。在職中は所得税、消費税等の調査事務を中心に、税務や金融に関する知識を積み重ねてきました。この度、兼ねてからの夢であった税理士資格を取得し、地元徳島県吉野川市で開業する運びとなりました。どうぞよろしくお願いいたします！

徳島県吉野川市は国の一級河川、吉野川に面し徳島市の西側に位置します。徳島県は、大きく2つの気候区に大別されます。北部（特に西部）は瀬戸内気候に属し、南部は太平洋気候に属しています。北部は、全国的に見て少雨地域ですが、南部は日本でも有数の多雨地域となっています。県の面積の約8割を山地が占めることや、県西部の山間部では沿岸部に比べ気温の変動が大きいです。その為、自然が織り出す四季の魅力も徳島県にはあります。一般的に徳島県といえば「阿波踊り」「大塚製菓」「鳴門の渦潮」「鳴門金時」「すだち」などが全国的に知られているのではないのでしょうか。徳島県には実は、日本三奇橋の「祖谷のかずら橋」

という観光スポットがあります。周囲を木々に囲まれ、いつ訪れても美しい四季折々の景観が楽しめます。現在は新型コロナウイルス感染予防のため、旅行や観光が手放しで楽しめないかもしれませんが、徳島にお越しくださいと声高に言うこともできませんが、将来、コロナウイルスが収束し以前と変わらない日常に戻った際には是非! 徳島県にお越しください!



税理士法人パートナーズ
吉野川事務所
社員税理士

曾根 大志
そね ひろし



吉野川事務所がある吉野川市は、四国のこのあたりに位置しています。自然も豊かです。



徳島県といえば、鳴門の渦潮。鳴門といえば、なると金時! とても美味しいので、是非お召し上がりください。

法人関連の税務情報をお送りします

パートナーズ会員

税理士法人パートナーズでは、法人向けの会員を募っています。ご入会の方へパートナーズから会報誌や税制改正などの情報をご提供。また電話無料相談にも応じます。**年会費・入会費は無料**。普段なかなか聞くことができない税務関連情報はもちろん、知って得する情報をご提供します。



特典①

会報誌の発行

法人向けの税務情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えができる情報や意外と知られていない情報を会報誌で年3、4回お送りします。

特典②

無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成など、幅広くお応えします。

特典③

税制改正・判決事例の提供

たびたび変わる税法を改正のたびにご案内します。また、過去の判例事例など、専門的な情報もお伝えします。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

パートナーズのホームページからもお申込みいただけます

<https://zei-partners.com/member.html>

パートナーズ会員募集

検索

税理士法人パートナーズ

- For a Partner
- 【岡山事務所】岡山県岡山市北区下中野 1222-9 TEL/FAX 086-246-4446/086-246-4406
 - 【土業の絆岡山オフィス】岡山県岡山市北区野田 4-12-17 野田四丁目合同ビル 2F TEL/FAX 086-236-6812/086-236-6888
 - 【山陰事務所】鳥取県米子市皆生温泉 2-7-14 TEL/FAX 0859-21-5169/0859-21-5179
 - 【広島事務所】広島県広島市中区基町 5-44 広島商工会議所ビルディング 7F TEL/FAX 082-962-8885/082-962-8886
 - 【福山事務所】広島県福山市東深津町 4-7-15 プラッツ岩原 101号 TEL/FAX 084-925-6150/084-993-4057
 - 【松山事務所】愛媛県松山市松末 1-5-12 松末テナントビル 3F TEL/FAX 089-948-9441/089-948-9442
 - 【高松事務所】香川県高松市太田下町 2068 番地 レジデンス太田 B 棟 102 号室 TEL/FAX 087-808-8252/087-866-3186
 - 【徳島事務所】徳島県徳島市徳島町城内 6 番地の 87 TEL/FAX 088-655-6554/088-655-6494
 - 【吉野川事務所】徳島県吉野川市鴨島町内原字桑ノ内 45-3 TEL/FAX 0883-30-3600/0883-30-3599
 - 【高知事務所】高知県高知市越前町 2 丁目 7 番 2 号 フレンズビル 4F TEL/FAX 088-802-5344/088-802-5334